

(案)

# 多摩市認知症施策に関する提言

令和 7 年 ○月 ○日

多摩市認知症施策推進協議会

## 1. 提言を行う背景

認知症の有病率は年齢が上がるとともに急速に高まるため、高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者数も増加する。令和 6 年 5 月に厚生労働省の研究班が発表した推計によると、日本の認知症高齢者は 2040 年には 584 万 2,000 人、およそ高齢者の 15%、約 7 人に 1 人が認知症になるとされている。また物忘れなどの症状はあるものの、生活に支障がなく認知症と診断されるまでには至らない軽度認知障害（MCI）の人の推計数は 2040 年には 612 万 8000 人にのぼり、認知症高齢者とあわせると高齢者の約 3 人に 1 人が認知機能に関わる症状があることが見込まれている。

本市の高齢者人口は令和 6 年 4 月 1 日現在 43,439 人、高齢化率は 29.4%と国を上回る状況が続いており、要介護認定者数は 6,469 人（要介護認定率は 14.9%）と増加している。また認知症高齢者数は 4,253 人※と高齢者人口の 9.8%※となっており、年齢階層別にみると前期高齢者が 284 人（1.6%）※、後期高齢者が 3,969 人（15.4%）※となっている。

今後も後期高齢者が増加する見込みであり、認知症高齢者はさらに増加すると推測されている。

誰もが認知症になる可能性があり、「安心して認知症になれる地域」をつくっていくためには、一人ひとりが認知症を地域で取り組むべきものとして捉え、認知症の当事者や家族、市民、事業者、関係機関などが一丸となり、支えあうことが重要である。そのような地域づくりを進めるため、令和 11 年度までの約 5 年間を目途に取り組むべき本市の認知症施策に対して以下の通り提言を行う。

※ 令和 6 年 7 月 1 日時点

## 2. 提言にあたっての基本理念

共生社会の実現を推進することを目的として施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 6 年 1 月 1 日）」及び、それを基に策定された「認知症施策推進基本計画（令和 6 年 12 月）」、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となる高齢社会対策大綱（令和 6 年 9 月 13 日）の基本理念や考え方を踏まえ、提言を行う。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念（抜粋）

- ・ 認知症の人やその家族を尊重し、自らの意思で社会の対等な構成員として地域で安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるよう、また意見を表明する機会及び参画する機会の確保を行う。
- ・ 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識と理解を深めることができる。
- ・ 認知症の人の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療サービスや福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備。

### 3. 本提言における「共生社会」と認知症施策の現状と課題

#### (1) 本提言における共生社会とは

本市では高齢者支援だけでなく、分野を超えた支援者間の連携の充実を図り、人と人、人と資源がつながる「地域共生社会」の実現を目指し「多摩市版地域包括ケアシステム」に取り組んでいる。

認知症基本法における「共生社会」とは「①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分事として理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる」とされている。これを基に、本市の認知症施策推進協議会が考える「共生社会」は以下の通りである。

##### <共生社会>

- ・認知症があってもなくても、お互いを理解して共に生きていくこと
- ・認知症があってもなくても、社会の対等な構成員として助け合う関係でいること
- ・社会生活においてソフト面やハード面等、あらゆる場面においてバリアフリーであること
- ・認知症に関わる施策を通して、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること

#### (2) 認知症施策の現状と課題

##### <現状>

認知症に対する正しい知識の普及啓発のため、認知症ケアパスの発行や認知症サポーター養成講座を市民向けに実施する他、スーパーマーケットや郵便局、銀行等のスタッフや小学生、大学生等を対象にも実施している。さらに応用編である認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域の互助活動を行うオレンジパートナーを養成して、チームオレンジの結成に向けて取り組んでいる。

また全ての地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員により認知症に関する広報誌「おれんじ通信」を発行し、毎年9月には「認知症を知る月間」として、認知症講座「あしたの会」の開催や、公民館でのパネル展示、図書館と連携し関連図書の紹介等の展示を行っている。さらに認知症初期集中支援チーム事業やもの忘れ相談事業を実施し、認知症の早期発見・早期対応を図っている。

なお令和5年度からは、地域の専門機関や認知症当事者、介護者家族を委員とした本協議会を設置し、認知症施策についての検討を開始している。

##### <課題>

認知症の人が地域で安心して暮らすためには、専門職や関係者だけでなく、民間企業や事業所の理解、幼少期からの普及啓発が重要だが、十分な取り組みができていない。認知症の方が安心して地域活動に参加できるように見守り体制の強化や、市内の商業施設や民間企業等の認知症バリアフリーの推進が必要である。また認知症の人が自らの意思で社会の対等な構成員として活動できる機会や場所、安全に移動するための支援が不足している。

近年では認知症に関する医療が進歩し研究が進んでいる。専門機関との連携を強化し、認知症の方が安心して相談でき、必要な保健・医療・福祉サービスが提供されることがより

重要となる。

#### 4. 今後の認知症施策の方向性と期待すること

##### (1) 本市の認知症施策の方向性

認知症の人が自立し、地域で安心して日常生活や社会生活を営むために、市民一人ひとりが認知症を自分事として捉え、認知症の人が住み慣れた地域で仲間と共に自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指す。また誰もが認知症になる可能性があることを踏まえ、本市として施策の方向性を示し、認知症を我が事として認識してもらうための取り組みを進めてほしい。

##### (2) 施策に期待すること

###### ① 認知症に関する理解促進

認知症の方が安心して社会生活を営むためには、住民だけでなく民間企業や事業所等と連携し協力を求めていく必要がある。また小・中学校、高校・大学等教育機関とも連携し、多世代に対し理解と興味を促進する取り組みが必要である。さらに若年性認知症やMC I（軽度認知障害）についての理解促進に努めてほしい。

###### ② 認知症の人の日常生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人の日常生活において、セルフレジ等の普及もあり、特に困難が生じることが多いのが買い物の場面である。店内掲示の工夫やゆっくり支払いができる仕組みなど、認知症の方へ配慮を行う店舗や企業を増やす取り組みを検討してほしい。また、認知症の方が行方不明になった際に関係機関や警察等と連携できる体制を整備してほしい。

###### ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保

認知症の人が社会の対等な構成員として意見表明できるよう、その機会を確保することが大切である。また認知症の人の居場所の創出や社会参加の機会を確保、認知症の人とともに活動を行うチームオレンジの活動を推進してほしい。なお社会参加する際、外出や移動が困難になることがあるため、安全安心に地域参加できるようサポートする制度を検討してほしい。

###### ④ 認知症予防や保健・医療・福祉サービスの提供体制の整備

MC I（軽度認知障害）や認知症については、医療が進歩し研究も進んでいる。専門機関である認知症疾患医療センターや多摩若年性認知症総合支援センター等との連携を強化し、デジタル技術の活用や科学的知見に基づく成果について市民への情報提供に努めてほしい。

###### ⑤ 相談体制の整備

認知症についての相談窓口を分かりやすく周知し、必要な社会資源につながるができるよう環境整備を検討してほしい。また認知症の方の意思決定支援は重要であるため、認知症の方や家族の価値観や希望、意思が尊重される支援を行ってほしい。